

広島市条例第 4 4 号

令和 7 年 9 月 2 5 日

広島市阿戸認定こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市阿戸認定こども園条例の一部を改正する条例

広島市阿戸認定こども園条例（平成 2 7 年広島市条例第 1 3 号）の一部
を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島市認定こども園条例

第 1 条から第 3 条までを次のように改める。

（目的及び設置）

第 1 条 乳幼児に対する教育及び保育並びに保護者（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 1 1 項に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対する子育て支援を行うとともに、地域において乳幼児が健やかに育成される環境の整備に資するため、同条第 6 項に規定する認定こども園（以下「園」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 園の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(事業)

第3条 園は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 乳幼児に対する教育又は保育
- (2) 保護者に対する子育て支援
- (3) その他市長が必要と認める事業

第4条中「本園」を「園」に改め、同条第1号中「まで」を「まで。ただし、規則で定める園にあっては、規則で定める開園時間とする。」に改める。

第5条中「保護者は、その」を削り、「本園」を「園」に、「とき」を「保護者」に改める。

第6条中「本園」を「園」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(入園の承諾の取消し)

第6条の2 市長は、園の管理上必要があると認めるときは、第5条の承諾を取り消すことができる。

第7条中「本園」を「園」に改める。

第10条中「保護者は、その」を削り、「とき」を「保護者」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

名 称	位 置
可部南認定こども園	広島市安佐北区可部南二丁目1番24号
阿戸認定こども園	広島市安芸区阿戸町2622番地

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において広島市保育園条例の一部を改正する条例（令和 7 年広島市条例第 4 5 号）による改正前の広島市保育園条例（昭和 2 3 年 1 0 月 4 日広島市条例第 4 4 号）別表に掲げる可部東保育園に在園する乳幼児の保護者（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 1 1 項に規定する保護者をいう。）が、この条例の施行の日以後引き続き可部南認定こども園に当該乳幼児を子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもとして入園させようとするときは、改正後の第 5 条に規定する入園手続を経ないで、入園させることができる。
- 3 広島市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年広島市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 5 の項中「広島市阿戸認定こども園条例」を「広島市認定こども園条例」に、「広島市阿戸認定こども園を」を「認定こども園を」に改める。

別表第 2 の 1 の項から 4 の項まで、6 の項、1 2 の項、1 3 の項、1 5 の項及び 1 6 の項中「広島市阿戸認定こども園条例」を「広島市認定こども園条例」に改める。